



生存権学習会 開催

2013年から15年までの3年間で、生活保護水準が最大10%引き下げられたことについて、厚生労働大臣の裁量権を逸脱し違法であるとして、生活保護利用者約1000人が全国で裁判を闘っています。神奈川県においても40人以上が原告となって闘いを進めており、神奈川県労連も25条共闘を進める立場から「支援する会」に参加し協力して取り組んでいます。

この間、2月22日には大阪地裁で画期的な勝利判決が出されました。一方、3月29日には札幌地裁で極めて不当な判決が出されています。

この2つの判決について学び、秋にも証人尋問が行われる神奈川県での闘いに活かすための学習会が4月12日に開港記念会館で開催され約30人が参加しました。

厚労省の判断根拠に問題あり

講師の井上弁護士(神奈川県生存権裁判弁護団長)は、大阪地裁がどのような判断で公正な判断をしたかを解説しました。

国・厚労省が保護水準引き下げの根拠とした「ゆがみ調整」「デフレ調整」についてキチンと検討したうえで、「デフレ調整」に問題があると結論づけていると述べ、判決要旨を紹介しながら具体的に裁判所が2点を問題としているとしました。

1つ は、物価指数を比較する年の選択において、基準年とした年に特異な物価上昇があったことを指摘し、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものというべきであるから、最低限度の生活の具体化という観点からみて、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるといわなければならない」と指摘。

2つ は、調整の改定率について、厚労省が独自に物価を算定した物価下落率が、被保護者世帯の生活実態を反映していないと判断しています。

そして、この「デフレ調整」の過誤・欠落に基づく、厚労大臣の判断は「裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるから」生活保護水準の引き下げ改定は、生活保護法に「違反し、違法である」と判決しています。

生活保護制度を理解していない判断

一方の札幌判決では、「ゆがみ調整」「デフレ調整」といった手続きについて踏み込んで判断せず、また法に定められた「最低限度の生活の需要」についても具体的な検討は行わずに、「要保護者の個々の需要は、主観的要素が強く千差万別」とし、原告らの生活実態について「酒、たばこなど嗜好品への支出がある者もいる」、「新聞を購読したり、カラオケに行ったりする機会を有している者もいる」、住居環境の悪さについては「住居の基本的機能に支障があるとまでは言えない」など、生活保護制度をまったく理解していない難癖・へ理屈の類をあげ連ね、「最低限度の生活は抽象的、相対的で相当程度の幅のある概念であることを踏まえれば、本件全処分後の生活が最低限度の水準を下回っているとまでは認められない」として、厚労大臣の裁量権を認めた判断となっています。

しかも、わざわざ「憲法25条に違反しない」との判断まで示す、極めて悪質・不当な判決です。

学習会では、大阪判決を活かしながら、札幌のような理屈を許さない闘いを進めていくことなどが確認され、集会后には裁判所前でのスタンディング行動も行われました。